

小田原市国民保護計画

平成27年5月

小田原市

目次

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章 市及び関係機関の事務	5
1 市の事務	5
2 指定地方行政機関の事務	5
3 自衛隊の事務	6
4 指定公共機関の事務	6
5 指定地方公共機関の事務	7
第4章 市の地理的、社会的特徴	8
1 地形	8
2 気候	8
3 人口分布	9
4 道路の位置等	9
5 鉄道、漁港の位置等	9
6 観光客	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	11
1 武力攻撃事態	11
2 緊急対処事態	11
第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織・体制の整備等	13
第1 市における組織・体制の整備	13
1 市の各部課室における平素の業務	13
2 市職員の参集基準等	14
3 消防機関の体制	16
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	16
第2 関係機関との連携体制の整備	18

1	基本的考え方	18
2	県との連携	18
3	近接市町との連携	19
4	指定公共機関等との連携	19
5	ボランティア団体等に対する支援	20
第3	通信の確保	21
1	非常通信体制の整備	21
2	非常通信体制の確保	21
第4	情報収集・提供等の体制整備	22
1	基本的考え方	22
2	警報等の伝達に必要な準備	22
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	24
第5	研修及び訓練	25
1	研修	25
2	訓練	25
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	26
1	避難に関する基本的事項	26
2	避難実施要領のパターンの作成	27
3	救援に関する基本的事項	27
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	27
5	避難施設の指定への協力	27
6	生活関連等施設の把握等	28
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	30
1	市における備蓄	30
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	30
第4章	国民保護に関する啓発	32
1	国民保護措置に関する啓発	32
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	32
第3編	武力攻撃事態等への対処	33
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	33
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	33
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	34
第2章	市対策本部の設置等	35
1	市対策本部の設置	35
2	通信の確保	39
第3章	関係機関相互の連携	40
1	国・県の対策本部等との連携	40
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	40
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	40

4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	4 1
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	4 1
6	市の行う応援等	4 2
7	自主防災組織等に対する支援等	4 2
8	住民への協力要請	4 3
第 4 章	警報及び避難の指示等	4 4
第 1	警報の伝達等	4 4
1	警報の内容の伝達等	4 4
2	警報の内容の伝達方法	4 4
3	緊急通報の伝達及び通知	4 5
第 2	避難住民の誘導等	4 6
1	避難の指示	4 6
2	避難実施要領の策定	4 6
3	避難実施要領の内容の伝達等	4 7
4	避難住民の誘導	4 7
第 5 章	救援	5 1
1	救援の実施	5 1
2	関係機関との連携	5 4
3	救援の基準等	5 5
第 6 章	安否情報の収集・提供	5 6
1	安否情報の収集	5 6
2	県に対する報告	5 6
3	安否情報の照会に対する回答	5 6
4	日本赤十字社に対する協力	5 7
第 7 章	武力攻撃災害への対処	5 8
第 1	武力攻撃災害への対処	5 8
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	5 8
2	武力攻撃災害の兆候の通報	5 8
第 2	応急措置等	5 9
1	退避の指示	5 9
2	警戒区域の設定	6 0
3	応急公用負担等	6 0
4	消防に関する措置等	6 1
第 3	生活関連等施設における災害への対処等	6 3
1	生活関連等施設の安全確保	6 3
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	6 3
第 4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	6 5
1	武力攻撃原子力災害への対処	6 5
2	NBC攻撃による災害への対処	6 5
第 8 章	被災情報の収集及び報告	6 8
1	被災情報の収集及び報告	6 8
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	6 9
1	保健衛生の確保	6 9

2 廃棄物の処理	69
第10章 国民生活の安定に関する措置	71
1 生活関連物資等の価格安定	71
2 避難住民等の生活安定等	71
3 生活基盤等の確保	71
第11章 特殊標章等の交付及び管理	72
1 特殊標章等の意義について	72
2 特殊標章等	72
第4編 復旧等	74
第1章 応急の復旧	74
1 基本的考え方	74
2 公共的施設の応急の復旧	74
第2章 武力攻撃災害の復旧	75
1 国の法制整備を踏まえた復旧の実施	75
2 市が管理する施設及び設備の復旧	75
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	76
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	76
2 損失補償及び損害補償	76
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	76
第5編 緊急対処事態への対処	77
1 緊急対処事態	77
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	77

第 1 編 総論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 市及び関係機関の事務

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の事務を確認する。

また、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 市の事務

- (1) 国民保護計画の作成
- (2) 国民保護協議会の設置、運営
- (3) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 指定地方行政機関の事務

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
- (2) 関東地方整備局（横浜国道事務所他）
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ 港湾施設の応急復旧
- (3) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (4) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 気象状況の把握及び情報の提供
- (5) 第三管区海上保安本部（湘南海上保安署等）
 - ア 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

3 自衛隊の事務

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

4 指定公共機関の事務

(1) 日本赤十字社

- ア 医療救護
- イ 外国人の安否情報
- ウ 救援物資の備蓄及び配分
- エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給
- オ その他の救援

(2) (独) 国立病院機構

- ア 医療助産等救護活動の実施

(3) 公共的施設管理者(中日本高速道路(株)他)

- ア 道路の適切な管理
- イ 道路の応急復旧

(4) 電気事業者(東京電力(株)、電源開発(株))

- ア 施設の整備及び点検
- イ 被災地に対する電力供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧

(5) 東京ガス(株)

- ア 施設の整備及び点検
- イ 被災地に対する燃料供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧

(6) バス事業者(小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)他)

- ア 避難住民の運送の確保

(7) 鉄道事業者(日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)他)

- ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
- イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(8) 内航海運事業者(井本商運(株)、近海郵船(株))

- ア 緊急物資の運送の確保

(9) トラック事業者(佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株))

- ア 緊急物資の運送の確保

(10) 電気通信事業者(東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンクモバイル(株))

- ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
- イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
- ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧

(11) 放送事業者(日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)

- ア 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む)の内容並びに緊急通報の内容の放送

(12) 日本銀行

ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(13) 日本郵便(株)

ア 郵便の送達の確保

イ 窓口業務の維持

5 指定地方公共機関の事務

(1) (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会、(独)神奈川県立病院機構

ア 医療助産等救護活動の実施

イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(2) 神奈川県道路公社

ア 道路の適切な管理

イ 道路の応急復旧

(3) ガス事業者(小田原瓦斯(株)、(公社)神奈川県LPガス協会 他)

ア 施設の整備及び点検

イ 被災地に対する燃料供給の確保

ウ 被災施設の応急復旧

(4) (一社)神奈川県バス協会

ア 避難住民の運送の確保

(5) 鉄道事業者(伊豆箱根鉄道(株)、箱根登山鉄道(株) 他)

ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保

イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(6) (一社)神奈川県トラック協会

ア 緊急物資の運送の確保

(7) 放送事業者((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株))

ア 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

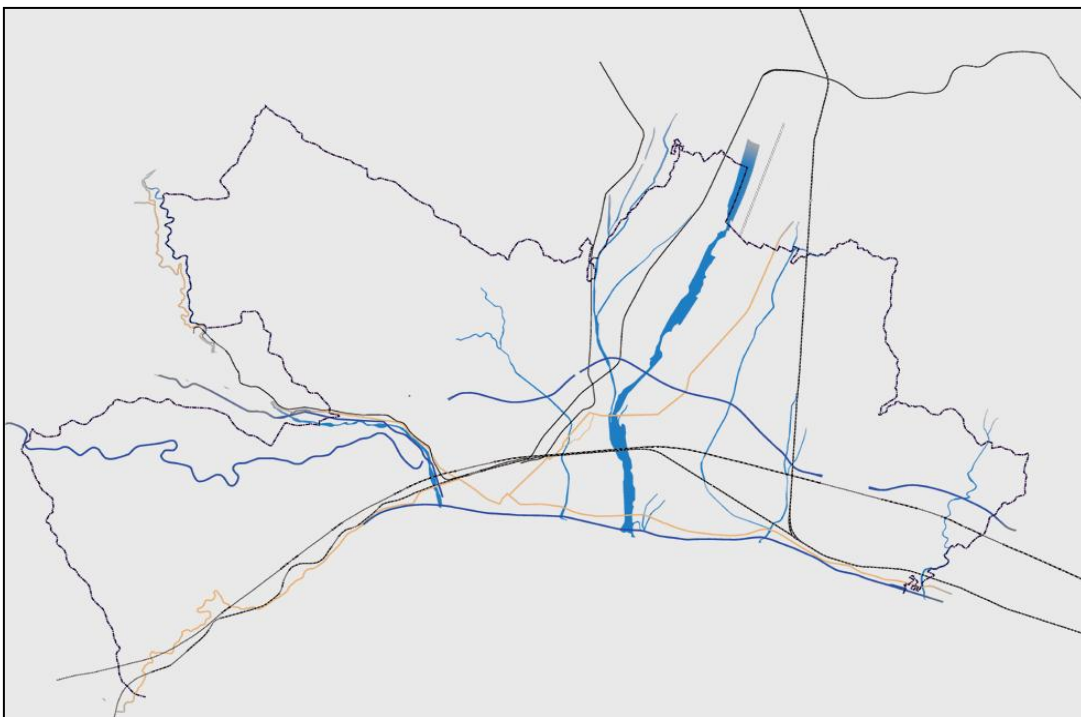
第4章 市の地理的、社会的特徴

市が、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等については次のとおりである。

1 地形

本市は、神奈川県西部に位置し、市域は東西17.5キロメートル、南北16.9キロメートルで、南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町と境を接しており、南部は相模湾に面している。

市の面積は114.06平方キロメートルで、市域の南西部の大部分は箱根連山につながる山地で、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯となっており、中央部には酒匂川が南北に貫流して足柄平野を形成している。



2 気候

本市は、太平洋側気候に属し、気温は年平均16℃前後、雨量は年間2,000ミリメートル前後で台風による影響もあり、比較的多雨地に属しています。季節的に見ると、夏季多雨冬季少雨型である。

年平均気温	15.3℃
最高気温	36.6℃
最低気温	-8.0℃
年間降水量	2,020.0ミリメートル

(平成26年 横浜地方気象台データ)

3 人口分布

本市の人口は、平成22年の国勢調査では、平成22年10月1日現在、198,327人(男96,839人、女101,488人)、世帯数は77,793世帯となっており、人口密度は1平方キロメートル当たり1,739人となっている。

地域別の人口分布状況は次のとおり。

区分	総数	男	女	世帯数
片浦	1,660	795	865	568
中央	66,815	32,220	34,595	27,462
富水・桜井	42,215	20,386	21,829	16,611
川東・南部	49,447	24,392	25,055	19,505
川東・北部	25,849	12,969	12,880	9,102
橘	12,341	6,077	6,264	4,545
合計	198,327	96,839	101,488	77,793

4 道路の位置等

本市の骨格となる道路体系は、南北軸である国道255号、県道711号(小田原松田)、東西軸である国道1号や県道717号(沼田国府津)、また、西湘バイパスや小田原厚木道路が都市間を結ぶ主要な幹線道路網を形成している。

地区内の生活道路は、城下町という歴史的な経緯から、狭あい曲がりくねった道路も多く存在しており、火災の延焼や災害時の避難が懸念される地区もある。

5 鉄道、漁港の位置等

本市の鉄道は、JR東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心として、JR東海道本線、小田急電鉄小田原線、箱根登山鉄道、伊豆箱根鉄道大雄山線が、また国府津駅を始点とするJR御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開している。また、小田原駅、

国府津駅を中心として、4つのバス会社が事業を展開している。

漁港については、耐震強化岸壁を備えた第3種漁港である小田原漁港のほか、石橋漁港、米神漁港、江の浦漁港の4つの漁港がある。

6 観光客

本市は、小田原北条時代以降500年に及ぶ歴史を有する城下町であること、市の中央には酒匂川が流れ南部には相模灘が位置し、夏涼しく冬暖かいといった風光明媚な自然環境に恵まれていることから、古くから多くの観光客に親しまれてきた。

また、小田原駅はJR東海道新幹線や小田急口マンスカーの発着駅として都心へのアクセスが容易であり、国際的観光地である富士、箱根、湯河原、伊豆をひかえた神奈川の西の玄関口として、多くの観光客を集めている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり、基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている下記の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (I) ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- (ア) 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例

- (ア) ダーティボム(放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図し

た爆弾)等の爆発による放射能の拡散

- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (I) 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

第1 市における組織・体制の整備

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素の業務を通じて、その準備のための業務を行うよう努める。その主なものは以下のとおり。

(1) 企画部

- ア 通信体制（コンピューター及びネットワークに係るもの）の整備・運営に関する事。
- イ 職員の服務等に関する事。

(2) 総務部

- ア 市庁舎などの施設管理、車両管理等に関する事。

(3) 市民部

- ア 住民組織との連絡調整に関する事。

(4) 防災部

- ア 国民保護協議会に関する事。
- イ 市国民保護対策本部、市緊急対処事態対策本部に関する事。
- ウ 避難実施要領の策定に関する事。
- エ 物資及び資材の備蓄等に関する事。
- オ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。
- カ 関係機関（国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等）との連絡体制の整備に関する事。
- キ 自主防災組織の支援に関する事。
- ク 非常通信体制（防災行政無線に係るもの）の整備に関する事。
- ケ 情報収集・提供体制の整備に関する事。
- コ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事。
- サ 研修、訓練及び啓発に関する事。
- シ 特殊標章等の交付及び管理に関する事。

(5) 環境部

- ア 廃棄物等の処理に関する事。
- イ 神奈川県広域火葬計画等、斎場の管理、遺体処理に関する事。

(6) 福祉健康部

- ア 高齢者・障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援態勢の整備に関する事。

- イ 福祉ボランティアとの連絡調整に関する事。
- ウ 生活関連等施設（薬局等の危険物質の取扱所）の安全確保に関する事。
- (7) 経済部
 - ア 物資・資機材（生活関連物資）の調達体制の整備に関する事。
- (8) 建設部
 - ア 管理する道路・公園の安全確保に関する事。
 - イ 物資・資機材（建築関連物資）の調達体制の整備に関する事。
- (9) 下水道部
 - ア ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関する事。
- (10) 市立病院
 - ア 武力攻撃災害への対処（救急）に関する事。
 - イ 物資・資機材（医薬品等）の備蓄に関する事。
 - ウ 物資・資機材（医薬品等）の供給体制の整備に関する事。
 - エ 生活関連等施設（薬事法に係る危険物質の取扱所として）の安全確保に関する事。
- (11) 消防本部
 - ア 武力攻撃災害への対処（救急・救助）に関する事。
 - イ 住民の避難誘導に関する事。
- (12) 水道局
 - ア ライフライン施設（上水道）の機能の確保に関する事。
 - イ 生活関連等施設（水道事業）の安全確保に関する事。
- (13) 教育委員会
 - ア 学校等における啓発に関する事。
 - イ 避難施設の運営体制の整備に関する事。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために、自然災害等の場合に準じて必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 連絡体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、常備消防機関との連携を図りつつ、携帯電話のメール等も活用して、速やかに市長及び防災対策課職員に連絡が取れる連絡体制を整備する。

(3) 市の体制、職員の参集及びサービスの基準

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

また、市は参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

【職員参集基準】

体制別参集基準

①担当課室体制	防災対策課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び防災対策課職員は常時参集時の連絡手段として携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び防災対策課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合

等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
市長	規則（※）第2条第1号に定める副市長	規則第2条第2号に定める副市長

※ 小田原市副市長の事務の分担に関する規則

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、自然災害等の場合に準じて消防団員が参集する体制を整備する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するなど、国民の権利利益の救済のため迅速に対応するものとし、必要に応じ外部の専門家等の協力が得られるような体制の整備に努める。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関

する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC (Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学) の総称) 対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、以下に掲げる防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社神奈川県支部、小田原市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、防災行政無線、市ホームページ、防災メール、テレビ神奈川データ放送、J：COMチャンネル小田原データ放送、FMおだわら、広報車両等を活用して、高齢者、障がい者、外国人等情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報が適時かつ適切に伝達される体制の整備を図る。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用し、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や小田原市社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備及び改善を図る。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集に必要な準備

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)を、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)に規定する安否情報収集様式により、円滑に収集することができるよう必要な準備をする。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- (1) 氏名
- (2) フリガナ
- (3) 出生の年月日
- (4) 男女の別
- (5) 住所（郵便番号を含む。）
- (6) 国籍
- (7) その他個人を識別するための情報
- (8) 負傷（疾病）の該当
- (9) 負傷又は疾病の状況
- (10) 現在の居所
- (11) 連絡先その他必要情報
- (12) 親族・同居者から照会があった場合の回答希望
- (13) 知人から照会があった場合の回答希望
- (14) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについての同意

2 死亡した住民

（上記(1)～(7)、(11)、(14)に加えて）

- (15) 死亡の日時、場所及び状況
- (16) 遺体が安置されている場所

(2) 安否情報の整理等のための体制整備

市は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ回答責任者を定めるなど、必要な体制の整備を図る。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、地元自治会、医療機関、学校、大規模事業所等、安否情報の収集にあたって協力を求める可能性のある関係機関について、日頃から自然災害に係る防災訓練等を通じて連携を深めるなど、必要な準備をする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集又は整理し、知事への報告、関係機関・住民への提供等を適時かつ適切に実施するため、必要な体制の整備を図る。

第5 研修及び訓練

1 研修

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、国民保護措置の実施に必要な知識の習得のため、職員の研修機会を確保する。

また、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材を積極的に活用し、実践的な研修を実施する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図り、具体的な事態を想定した、実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態

訓練を計画するに当たっては、自然災害に係る防災訓練の場合に準じて、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づく図上訓練等、具体的な事態を想定した実践的な訓練となるようにする。

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行い、教訓や課題を明らかにするよう努める。

エ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努める。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、次に掲げるもののほか必要な基礎的資料を準備する。

- ア 住宅地図
- イ 人口分布
- ウ 世帯数
- エ 道路網のリスト
- オ 輸送力のリスト
- カ 避難施設のリスト（データベース）
- キ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ク 生活関連等施設等のリスト
- ケ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- コ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- サ 消防機関のリスト
- シ 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、時間的な余裕がない場合においては、学校や大規模な事業所などではそれぞれ集団で避難することが見込まれることから、平素から避難の在り方について意見交換を行うとともに、合同で避難訓練等を実施するなど、避難における連携体制の整備に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するよう努める。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法等について配慮するものとする。

また、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法を定めておく。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援への備え

市は、県の国民保護計画における資料等を参考にして、避難施設、収容施設等を把握し、自然災害時における場合に準じて、県と連携して救援を行う体制の整備を図る。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報をあらかじめ把握するよう努める。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県地域防災計画における緊急輸送道路及び市地域防災計画における緊急輸送道路補完道路など、市の区域に係る運送経路の情報をあらかじめ把握しておく。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が避難施設を指定するに際しては、必要な情報を提供するなどの協力を行う。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法)
	3号	火薬類
	4号	高压ガス
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)
	8号	毒薬及び劇薬(薬事法)
	9号	事業用電気工作物内の高压ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(2) 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

国民保護措置において住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、自然災害対策のための備蓄物資と共通するものが多いことから、国民保護措置のための備蓄については、自然災害対策の備蓄物資をもってあてることを原則とする。また、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については、備蓄し、又は調達体制の整備を進めるものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、市は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査等の成果、不

動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行うよう努める。また高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法による啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行うよう努める。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき行動についても、国が作成する各種資料等を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、原則として、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断し、防災対策課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

イ 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏

まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

市は、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じた後、市対策本部を設置する場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなどの必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する(事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。)。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市地域防災計画の動員伝達の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎庁議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない事態を考慮して、市消防本部を市対策本部の予備施設とする。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して、内閣総理大臣に対し市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、原則として市地域防災計画において定める市災害対策本部設置の場合に準じるものとする。

その主な事項は、以下のとおり。

市対策本部の組織及び機能

市対策本部 対策本部長 (市長) 対策副本部長 (副市長) 対策副本部長 (副市長) 対策本部長付 (教育長) 対策本部員 (消防長ほか)	本部事務局	防災対策課、秘書室、広報広聴課	
	総括隊	職員動員部	企画政策課、行政管理課、職員課、情報システム課
		総務部	総務課、財政課、管財契約課、市税総務課、市民税課、資産税課
	対策隊	産業対策部	産業政策課、観光課、農政課、水産海浜課
		土木対策部	建設政策課、土木管理課、道水路整備課、みどり公園課、建築課
		都市対策部	都市政策課、都市計画課、中心市街地整備課、拠点施設整備課、建築指導課、開発審査課
		下水道対策部	下水道総務課、下水道整備課
		給水対策部	営業課、給水課、工務課、水質管理課
		環境対策部	環境政策課、エネルギー政策推進課、環境保護課、環境事業センター
	応急対策隊	消防部	警防計画課、広域調整課、予防課、救急課、情報司令課、消防総務課、小田原消防署(消防課、警防第1課、警防第2課)、足柄消防署(消防課、警防第1課、警防第2課)
	救援隊	市民救援部	地域政策課、地域安全課、人権・男女共同参画課、戸籍住民課
		福祉救援部	福祉政策課、生活支援課、高齢介護課、障がい福祉課、保険課、健康づくり課
		第1避難収容部	教育総務課、保健給食課、教育指導課(教育研究所含む。)
		第2避難収容部	文化政策課、生涯学習課、文化財課、図書館、スポーツ課
		第3避難収容部	子育て政策課、保育課、青少年課
医療救援隊	医療救援部	経営管理課、医事課、診療部、看護部	
協力隊	第1協力部	出納室、検査室、監査事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局	
	第2協力部	公営事業部(事業課)	
市議会部		市議会事務局(議会総務課)	

【市対策本部長の各隊の機能】

	機能
本部事務局	ア 対策本部会議の運営に関する事項 イ 対策本部長の意思決定に係る補佐 ウ 対策本部長の方針に基づく各隊に対する指示の伝達 エ 情報収集、整理及び集約

	オ 知事等に対する指定行政機関の長等への措置要請の求め、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求め カ 活動内容の公表、報道機関との連絡調整、対外的な広報活動
総括隊	ア 市対策本部職員等のローテーション管理 イ 市対策本部職員等の庶務に関する事項 ウ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 エ 通信回線や通信機器の確保
対策隊	ア 市が行う国民保護措置に関する調整 イ 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ウ 緊急物資の確保・斡旋に関する事項 エ 道路・橋梁、緊急輸送路等の障害物の除去、確認に関する事項 オ 神奈川県広域火葬計画の実施に関する事項
応急対策隊	ア 武力攻撃災害への対処に関する事項（救急・救助含む） イ 住民の避難誘導に関する事項 ウ 応急対策の実施に関する事項
救援隊	ア 住民組織との連絡調整に関する事項 イ 安否情報の収集（り災者、被害状況等）・発表に関する事項 ウ 災害時要援護者の援護救援に関する事項 エ 医療品供給体制の確立に関する事項
医療救援隊	ア 緊急医療体制の確立に関する事項 イ 緊急患者受入準備に関する事項 ウ 医療薬剤及び資機材の確保に関する事項
協力隊	ア 緊急物資ターミナルの開設及び管理運営に関する事項 イ 所管施設の被害状況調査及び緊急措置に関する事項
市議会部	ア （参与への連絡に関する事項） イ 市対策本部との連絡調整に関する事項

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市地域防災計画における定めに準じて、住民に対して正確かつ積極的な情報提供を行うよう努める。

(5) 市現地対策本部・現地調整所の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

また、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動調整、情報の共有化が必要であると認めるときは、現地調整所を設置する。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政用無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を直ちに行うよう努める。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳・混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳・混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部等との連携

(1) 国・県の対策本部等との連携

市は、県の対策本部と、県を通じて国の対策本部と、また他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部等が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする神奈川県地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通

じて、方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を定めて委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員

の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、市からの要請に応じて行われる自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施について、その安全を十分に確保し、適切な情報の随時十分な提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保するとの視点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の整備・確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得て、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、市地域防災計画における救援物資ターミナルの機能を活用して、迅速に救援物資が供給、配送

されるようにする。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

ア 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関（教育委員会等）、その他関係機関（市立病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>）に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

防災行政無線やホームページへの掲載等により、周知を図り、市長が特に必要と認める場合を除いてサイレンは使用しない。

また、いずれの場合においても広報車の使用、消防団等による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行

うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮し、市地域防災計画における定めを活用し、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、警報の発令と同様の方法で住民及び関係団体に伝達するものとする。この場合において原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

1 避難の指示

- (1) 市長は知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に伝達し、関係機関に通知する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、関係機関の意見を聴くとともに、市国民保護計画や、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンに基づき、迅速に避難実施要領を策定する。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

避難実施要領には、事態の状況、避難の必要性、避難誘導の方法、職員が実施する業務の内容について、必ず含めて策定するものとする。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

オ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ 関係機関との調整、連絡手段の確保

コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

3 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長、海上保安部等及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。

4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

また、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内に一時避難するよう指示する。この場合において、移動の安全が確保された後、適当な避難先への避難を指示する。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有

する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供するよう努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、市民救援部を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県の救護班との応急医療体制との連携に注意しつつ、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用の二一ズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提

供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知があったときは、市長が行うこととされた救援を、関係機関の協力を得て行う。

ア 避難所の供与

市は、国民保護法に基づき避難施設として指定され、また、市地域防災計画において広域避難所として定められている市立小学校(25校)を、避難所として供与する。市立小学校だけでは収容することが不可能な場合は、同様に避難施設として指定されている市立中学校(12校(旧片浦中学校を含む。))を避難所として供与する。

市は、避難所が開設された場合、自治会等を通じて、避難所が開設されたことを速やかに地域住民に周知する。また、市地域防災計画において定める広域避難所運営委員会(自治会代表者、施設管理者、各班長、市職員等)に県職員を加えた避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。

市は、避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努め、避難住民等の生活環境、秩序保持に十分留意するとともに、プライバシーの確保等に配慮する。また、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。

市は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。

イ 応急仮設住宅等の供与

県及び市は、県及び市地域防災計画における定めに基づき、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅を建設し、住宅が全焼・全壊した者、自らの資力では居住する住宅を確保できない者を入居させる。

また、市は、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者、自らの資力では応急修理できない者のために、住宅の応急修理を実施する。その範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限る。

また、市は、避難住民等の一時入居のため、市営住宅の空き家を積極的に活用する。

ウ 食品の給与及び飲料水の供給

市は、市地域防災計画における定めに基づき、被災者及び活動従事者に対して、避難所等における炊き出しを実施するほか、米穀及びサバイバルフーズ等を応急配給する。

市は、県から、県総合防災センター及び広域活動拠点に集積された主要食品等について、供給を受ける。

また、市は、市地域防災計画における定めに準じて、給水施設の破壊及び飲料水の汚染等のため、飲料水が得られない者に対して、上下水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽等を水源とし、給水車、応急給水用具及び非常用飲料水袋等を利用して1人1日約3リットルを目処とする応急給水を実施する。

また、市は、飲料水以外の生活用水についても、井戸及びプールの水のろ過などにより、必要最小限の範囲で確保及び供給するよう努める。

イ 生活必需品の供給

市は、地元自治会等の協力を得て、避難住民等の人数を把握し、生活必需品の見積もりを行う。

また、市は、市地域防災計画における定めに準じて、備蓄生活必需品及び災害時における調達協定等を活用して調達した生活必需品を避難所等へ輸送し、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、資力の有無にかかわらずこれらの物品を直ちに入手することができない状態にある者に対して、生活必需品を配分する。

供給する生活必需品は、寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用雑貨類、光熱材料、食料のうち、必要と認める最小限度のものとする。

オ 医療の提供及び助産

市は、市地域防災計画における定めに準じて、救護班を編成し、傷病者の輸送拠点におけるトリアージ(傷病者の治療優先順位を決定すること)、救急措置等を行い、避難住民等に対する医療及び助産の万全を期する。

また、被害の規模、状況に応じて、市内25の小学校等の必要箇所に救護所を設置し、救護活動を実施する。

重傷者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防で実施する。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、市及び防災関係機関等の協力により確保した車両により搬送する。道路の破損等の場合や遠隔地への搬送については、自衛隊等の協力を得てヘリコプターにより最寄りのヘリコプター臨時離着陸場より搬送するとともに、被害の状況によっては海上からの輸送も行う。

カ 被災者の捜索及び救出

市は、県警察等と連携して、市地域防災計画における定めに準じて、届出等に基づき、被災者の捜索及び救出を迅速かつ適切に実施する。

捜索及び救出は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれ

が無い場合に実施するものとし、捜索及び救出に従事する者の安全確保に十分注意する。

キ 遺体の捜索及び処理

市は、市地域防災計画における定めに準じて、届出等に基づき、小田原警察署等と協力して、行方不明の状態にあり、かつ死亡していると推定される者を捜索するとともに、遺体の収容、身元確認、引渡し、広報等を実施する。

検視・調査等を経ずに埋葬・火葬することを防ぐために、遺体を発見した者は、小田原警察署又は直近の警察官にその旨を通報し、検視・調査等を受けさせることを徹底する。

市は、検案終了後に必要に応じて、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を実施する。

遺体の収容にあたっては、小田原警察署と協議し、市地域防災計画で遺体の収容先とされている小田原スポーツ会館その他の公共施設などから状況に応じて適当な遺体の収容先を選定し、当該収容先に遺体を収容する。

遺体の検案は、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

市は、小田原警察署、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

捜索にあたっては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれが無い場合に実施するものとし、捜索に従事する者の安全確保に十分注意する。

ク 埋葬及び火葬

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、また、市地域防災計画における定めに準じて、遺体の処理を進めるため、関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保する。その際には、遺族感情を考慮して生花等を調達することも配慮する。

また、市は、遺体の搬送、埋葬及び火葬の手配を行うとともに、小田原警察署と協力し、遺体の身元の確認、遺族等への遺体の引き渡しを実施する。

その際、遺体の身元が不明である場合は市が小田原警察署から遺体の引き渡しを受けると共に、遺体の引取人がいない場合又は引取人がいても事態が混乱しているため遺体の処理ができない場合については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)により処理するものとして、小田原市斎場において火葬を行う。

なお、被害の状況により小田原市斎場の処理能力を超えたときは、他地方公共団体の火葬場で火葬を実施する。

ケ 学用品の給与

市は、市地域防災計画における定めに準じて、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある

児童及び生徒に対して、教科書、文房具等の給与を実施する。

児童及び生徒に対する学用品の給与は、被害発生の日から教科書(教材を含む。)については、1箇月以内、文房具等については、15日以内に完了するよう努めるものとする。

また、県・私立学校が被害を受け、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県・私立学校の正常授業に協力する。

ロ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、市地域防災計画における定めに準じて、武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、応急措置を実施するため障害となるもの、道路等にある障害物、その他施設、敷地内にあり日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を実施する。

除去の実施にあたっては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれがない場合に実施するものとし、従事する者の安全確保に十分注意する。

除去した障害物は、災害廃棄物一時保管場所とされている小田原市中村原埋立処分場に搬送する。

また、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行うのが原則であることから、市が障害物の除去を実施するのは、住民の生命、財産等の保護のために除去を必要とする場合、障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合、その他の公共的立場から除去を必要とする場合に限られることに留意する。

サ 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(2) 救援の実施に関する事務の一部を行うこと

市長は、(1)で市長が行うこととされた救援の実施に関する事務のほか、知事が実施する救援の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、知事の権限に属する救援の事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、知事の権限に属する救援の事務の一部を行うこととなった場合において、救援を实

施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事の権限に属する救援の事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(5) 物資の売渡し要請等

市長は、国民保護法及び自然災害を想定して関係各機関との間で協定している災害時における必要物資等の調達に関する協定に基づいて、関係各機関に対し、それぞれ必要となっている物資の調達、売渡しを求める。

3 救援の基準等

(1) 救援の基準等

市長は、知事の権限に属する救援の事務の一部を行うこととなった場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号)」(以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援の措置を行う。

その際、高齢者、障がい者、乳幼児その他の救援の実施に関し援護を要するものに対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮するとともに、救援の実施に当たっては男女の二一ズの違いにも配慮する。

また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市長は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合には、安否情報省令に規定する安否情報報告書の様式に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口により受け付ける。なお、安否情報の照会の受付にあたっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳力

ード等)を照会窓口において提示又は提出させることとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別(以下「4情報」という。)について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

上記の場合において、市は、安否情報省令及び小田原市個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照合を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

ア 市長は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意し、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、住民の迅速な救済を目指して市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第 2 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

また、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のようなときには屋内への退避を指示する。

ア NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を周知させるほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市長は、市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、県警察、海上保安部等、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に留意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等との情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域に設置される消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）、又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物質等（国民保護法施行令第29条）の取扱者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命ずる。

【措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。ま

た、市長は、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処

本市内には、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）に規定する原子力事業者は存在しないものの、核燃料物質を運搬する車両が通行する可能性がある。武力攻撃等によりその運搬車両が被害を受け、積載物が放出されるような事態が発生した場合は、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害として、防災基本計画（原子力災害対策編）、県地域防災計画（原子力災害対策編）及び市地域防災計画（第3編特殊災害対策計画 第8章放射性物質災害対策）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助する

ため、可能な限り汚染の範囲特定に資する被災情報を収集し、県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り汚染の原因物質の特定等に資する情報を収集する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ア 移動の制限 イ 移動の禁止 ウ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ア 使用の制限又は禁止 イ 給水の制限又は禁止
3号	死体	ア 移動の制限 イ 移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	ア 廃棄
5号	建物	ア 立入りの制限 イ 立入りの禁止 ウ 封鎖
6号	場所	ア 交通の制限 イ 交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事

項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報の積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第 8 章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告

(1) 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

(2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(3) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第 1 報を報告する。

(4) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、電子メール、FAX 等により適宜県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域等において、県と連携し医師等保健医療関係者による巡回医療相談の実施や健康相談、指導等の保健衛生措置を実施し、保健衛生の確保に努める。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、供給する食料の鮮度に注意を払うとともに、食品衛生についての注意を喚起し、食品等の衛生確保に努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画における定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、

運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画における定めに準じて「災害廃棄物対策指針(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川、道路及び漁港の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

1 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

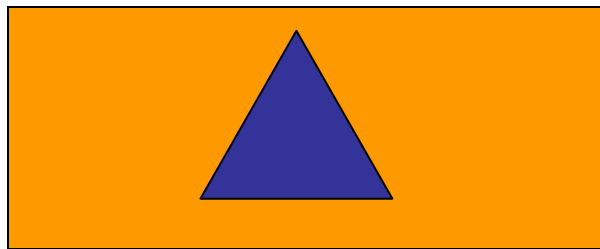
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形。)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

(ア) 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (I) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- (ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 国の法制整備を踏まえた復旧の実施

武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けての国が示す全体としての方向性にしたがって、市は、県と連携して武力攻撃災害の復旧を実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく次の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

ア 土地・建物その他の工作物の一時使用

イ 土石・竹木その他の物件の使用又は収用

(2) 損害補償

市は、市長又は消防吏員その他の市職員が国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

